

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和5年3月

港区監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和5年3月27日

港区監査委員

徳重寛之

同

高橋元彰

同

池田幸司

同

有賀謙二

《目 次》

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象団体等	1
3	監査対象範囲	1
4	監査実施団体及び監査の方法	1
5	監査の主な観点	3
第 2	監査の結果	4

第1 監査の概要

1 監査実施期間

令和4年10月11日から令和5年1月31日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記（1）から（3）の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

令和3年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.1から9までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

なお、監査実施団体等一覧表のNo.1から7までの団体については、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

(2) 書面監査を行った団体

監査実施団体等一覧表のNo.10及び11の団体を対象に、財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に対して書面監査を行った。

《監査実施団体等一覧表》

No.	団体名称	補助金等の名称	補助金等の額 (単位：円)
1	社会福祉法人 奉優会	高輪区民センター管理運営	48,652,874
2	NCDグループ (※はNCD麻布グループ)	浜松町駅北口自転車等駐車場等管理運営	57,678,787
		三河台公園自転車駐車場等管理運営 (※)	90,496,168
		白金高輪駅自転車駐車場等管理運営	62,048,302
		田町駅東口自転車等駐車場等管理運営	52,040,287
3	公益財団法人 港区スポーツ ふれあい文化健康財団	出資金	500,000,000
		港区スポーツふれあい文化健康財団 に対する助成金	442,608,875
		麻布区民センター管理運営	39,094,846
		赤坂区民センター管理運営	50,218,298
		芝浦港南区民センター及び台場区民 センター管理運営	113,315,218
		生涯学習センター管理運営	65,728,384
		青山生涯学習館管理運営	25,316,482

4	トータルメディア・東急コミュニティみなと科学館運営グループ	みなと科学館管理運営	296,064,367
5	セントラルスポーツ株式会社	介護予防総合センター管理運営	203,326,502
6	Fun Space株式会社	箱根ニコニコ高原学園管理運営	91,546,827
7	社会福祉法人 港区社会福祉協議会	社会福祉協議会に対する補助金	153,355,549
8	港区浴場組合	公衆浴場ふれあいの湯管理運営	24,829,678
9	一般財団法人 港区体育協会	体育協会補助金	35,207,069
10	特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団 外8団体	障害者（児）通所事業運営費等補助金	1,588,000
11	港区教育研究会	教育研究会研究費補助金	2,423,820

5 監査の主な観点

(1) 補助金等交付団体

ア 所管部局

(ア) 補助金等の算定額、交付方法、時期、手続き等は適正か。

(イ) 補助金等の効果及び条件の履行確認は、実績報告等によりなされているか。

(ウ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 団体

(ア) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求は適時に行われているか。

(イ) 事業は、計画並びに交付条件に従って実施されているか。

(ウ) 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

(2) 出資団体

ア 所管部局

団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。

イ 団体

(ア) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(イ) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。

(ウ) 経営成績及び財政状態は健全か。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 所管部局

(ア) 管理運営に関する基本協定、年次協定は、適正に行われているか。

(イ) 委託料算定及び委託料支出の方法、時期、手続き等は、適正か。

(ウ) 指定管理業務の履行の確認は、清算報告書又は実績報告書によりなされているか。

(エ) 指定管理者への指導監督は、適時かつ適切に行われているか。

イ 団体

(ア) 基本協定、年次協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(イ) 指定管理業務に係る収支の会計経理は適正か。

(ウ) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

第2 監査の結果

1 社会福祉法人 奉優会

【所管部局：高輪地区総合支所】

区は、社会福祉法人奉優会に対して高輪区民センター管理運営に係る指定管理料として、4,865万円余を支出した。

(1) 業務の再委託に係る事務処理について《指摘事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、事前に区の承認を受けた場合、指定管理者は業務の一部を第三者に委託することができることとなっているが、指定管理者が再委託した舞台音響設備保守その他3件は、区が承認する前に再委託先の業者と契約していた。

基本協定は施設の管理・運営に関する基本的事項を区と指定管理者が締結したものであり、再委託は原則禁止としている。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る事務処理が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

2 NCDグループ（NCD麻布グループ）

【所管部局：芝地区総合支所】

区は、NCDグループに対して浜松町駅北口自転車等駐車場等管理運営に係る指定管理料として、5,767万円余を支出した。

（1）事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月1日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

（2）業務基準で定めた各種様式の作成について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、NCD麻布グループに対して三河台公園自転車駐車場等管理運営に係る指定管理料として、9,049万円余を支出した。

（1）事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月1日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

【所管部局：高輪地区総合支所】

区は、NCDグループに対して白金高輪駅自転車駐車場等管理運営に係る指定管理料として、6,204万円余を支出した。

(1) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年3月30日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 業務基準で定めた各種様式の作成について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、NCDグループに対して田町駅東口自転車等駐車場等管理運営に係る指定管理料として、5,204万円余を支出した。

(1) 事業計画の適切な提出について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は毎年度開始1か月前までに事業計画を作成し、区に提出することとなっているが、令和3年度分の事業計画書が令和3年4月1日付けで提出されていた。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、期限までに事業計画が提出されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した期限までに事業計画が提出されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

(2) 業務基準で定めた各種様式の作成について《意見事項》

当該指定管理に係る業務基準書では、指定管理者は施設等管理責任者任命報告書（第1号様式）、物品管理責任者任命報告書（第2号様式）及び保全物品整理簿（第3号様式）を作成することとなっているが、作成されていなかった。

業務基準は、施設を適切に管理運営するために定めた基準であり、各様式が作成されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、業務基準で規定した様式が適切に作成されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

3 公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団

【所管部局：麻布地区総合支所】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して麻布区民センター管理運営に係る指定管理料として、3,909万円余を支出した。

(1) 実績報告書の適切な記載について《意見事項》

当該指定管理に係る基本協定書では、指定管理者が区に提出する実績報告書には職員の構成に係る実績を記載することとなっているが、令和3年度実績報告書には記載がなかった。

所管課は、基本協定で規定した必要項目が漏れなく記載された実績報告書が定めた期限までに提出されるよう、指定管理者を指導されたい。

【所管部局：赤坂地区総合支所】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して赤坂区民センター管理運営に係る指定管理料として、5,021万円余を支出した。

(1) 領収証書の適切な保管について《意見事項》

指定管理者が保管する納付書の領収証書（納付者保管用）について、令和4年3月29日、30日、31日の赤坂区民センター使用料分が保管されておらず、確認できなかった。

使用料は区に収入されているが、指定管理者が保管しておくべき書類が適切に保管されていなかったことは甚だ遺憾である。

所管課は、指定管理に係る文書が適切に保管されるよう、指定管理者を厳重に指導されたい。

【所管部局：芝浦港南地区総合支所】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して芝浦港南区民センター及び台場区民センター管理運営に係る指定管理料として、1億1,331万円余を支出した。

(1) 適切な契約事務について「指摘事項」

指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの芝浦港南ふれあいまつり舞台進行業務委託その他2件は、令和3年度に指定管理者において委託の実施を決定した後に改めて業者から見積書を徴しておらず、実施の前年度（令和2年度）に令和3年度の予算用に業者から徴した見積書を採用して見積合わせを行っていた。

指定管理者が提出する年間事業計画が区によって承認された後に、実施（委託する仕様）の決定、見積りの取得、金額等を確認した上で契約を締結という一連の流れについて、公の施設の管理運営を行う指定管理者は、区に準じて処理すべきである。

所管課は、指定管理業務に係る契約事務が適切に行われるよう、指定管理者を指導すべきである。

(2) 適切な契約関係書類の徴取について「意見事項」

指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの講習室ブラインド不具合による交換取替工事について、再委託先の業者から徴した請書の日付が空欄であり、契約締結日が不明であった。また、指定管理者が発注した芝浦港南区民センターの舞台機構設備保守点検業務委託その他5件の契約締結に際して、契約先の業者から徴した見積書の日付が空欄であり、見積日が不明であった。

所管課は、適切な契約関係書類を再委託先や契約先の業者から徴取するよう、指定管理者を指導されたい。

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して生涯学習センター管理運営に係る指定管理料として、6,572万円余を支出した。

(1) 適切な契約変更手続について「意見事項」

指定管理者が再委託をしている花壇植替について、再委託先の業者と書面による契約変更の手続きを経ずに、実施回数を変更していた。

変更前に取り交わした契約書の内容が変更になるにもかかわらず、変更の処理を怠っていたことは甚だ遺憾である。

所管課は、契約内容に変更があったときは適切に変更手続をするよう、

指定管理者を指導されたい。

【所管部局：教育委員会事務局教育推進部】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して青山生涯学習館管理運営に係る指定管理料として、2,531万円余を支出した。

(1) 再委託に係る契約について「意見事項」

指定管理者が再委託をしている館内の清掃業務について、再委託先の業者と取り交わした契約書で定めた作業実施月と実際の作業月が一致していなかった。

契約書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたもので、契約内容を裏付ける重要な証拠である。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る契約が適切に処理されるよう、指定管理者を指導されたい。

4 港区浴場組合

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、港区浴場組合に対して公衆浴場ふれあいの湯管理運営に係る指定管理料として、2,482万円余を支出した。

(1) 再委託に係る契約について「意見事項」

指定管理者が再委託している水質検査、自動ドア保守点検、自動制御機器装置保守点検、浴槽ろ過循環配管薬品洗浄等保守、調節槽の清掃業務に係る契約について、再委託先の業者と契約書等の書類を作成しておらず、契約金額や業務内容が書面上で確認できなかった。

契約書は当事者間で合意した事実・内容を明確にしたもので、契約内容を裏付ける重要な証拠である。

所管課は、再委託の協議があった際は、その説明を十分に求めた上で、再委託に係る契約が適切に処理されるよう、指定管理者を指導されたい。

5 特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団 外8団体

【所管部局：保健福祉支援部】

区は、特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団 外8団体に対して障害者（児）通所事業運営費等補助金として、158万円余を支出した。

(1) 交付申請手続について「意見事項」

当該補助金交付要綱では、「社会福祉法人等の長は、補助金交付申請書を毎年度、健康診査実施後速やかに区長に提出しなければならない。」と

定めているが、健康診査実施後、約3か月以上経過してから申請されているものが計4団体分あった。

「速やかに」の判断には解釈を要するが、例えば、労働安全衛生法に係る通達（基発0325第1号）では「速やかに」とは、おおむね2週間以内をいうものである」とあり、また、電子帳簿保存法の取扱通達（課法5-4）には「速やかに」はおおむね7営業日以内と取り扱う」旨が記載されていることを鑑みても、約3か月以上の経過は「速やかに」とは言い難い。

要綱の規定に基づいた適正な交付申請手続に努められたい。なお、要綱が申請手続の実態に即していない場合は改正を検討するなど、適切に処理されたい。

6 指定管理者制度について

【所管部局：企画経営部】

(1) 指定管理者制度の指導徹底について《意見事項》

令和4年度財政援助団体等監査において、指定管理者に対する監査を実施したところ、基本協定書や業務基準書で定めた項目が遵守されていない事例や適切とは言い難い契約手続が数多く見受けられた。

所管課が細心の注意をもって指定管理者を指導することはもちろんであるが、制度主管である企画経営部区役所改革担当は、各所管課に対し、業務や経理が適正に執行されるよう指導を行わなければならない。

現在、指定管理者制度の運用見直しを図っていることは承知しているが、所管課及び指定管理者が長年の慣行にとらわれることなく、それぞれの役割を十分に認識し、より適切に指定管理者制度が運用されるよう、指導を徹底されたい。